

〔資料編〕

資料目次

資料1 「地域における日本語教育の推進に向けてー地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目についてー（報告）」（平成28年2月29日文化審議会国語分科会）（抜粋）	37
資料2 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）	43
資料3 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）（抜粋）	44
資料4 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業（概要）	45
資料5 「令和4年度外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）Q&A」（抜粋）	46
資料6 「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」（令和3年11月外国人との共生社会の実現のための有識者会議）（抜粋）	47
資料7 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）	48
資料8 「地域における日本語教育の在り方について（審議報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）（抜粋）	49
資料9 地域における日本語教育実施機関等の推移	51

資料1 「地域における日本語教育の推進に向けて―地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について―（報告）」（平成28年2月29日文化審議会国語分科会）（抜粋）

2. 地域における日本語教育の実施体制について

2. 2 地域における日本語教育の現状と課題

2. 2. 1 地域における日本語教育の全体的な状況

- ・（略）正に、外国人は出身国・地域、言語、文化、在留資格、職業、日本滞在の目的などが多様であり、その居住状況は地域によって様々である。このように多様な外国人住民に対して、全国各地で任意団体、NPO法人、各地域における国際交流協会や地方公共団体などが日本語教室を開設し、地域における日本語教育を実施してきている。

こういった各地域の機関・団体、地方公共団体による取組を支えるため、文化庁においても日本語教育の振興を目的とした取組を行ってきており、地域日本語教育推進事業（平成6～12年度）、学校の余裕教室等を活用した親子参加型日本語教室の開設事業（平成14～18年度）、地域日本語教育支援事業（平成18～20年度）、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（平成19年度～）等のモデル事業を地方公共団体や国際交流協会等に対する委託等により実施している。

日本語教室は日本に居住する外国人の増加とともに増えた。また、外国人の来日・滞日目的、出身、属性、日本語学習のニーズも多様化している。それに伴い、これら地域における日本語教育は、外国人が日本語能力を習得し、就労、教育なども含めた日々の生活において、その可能性を最大限発揮するための基盤となるばかりでなく、地域コミュニティ形成の契機となるなど、多様な機能を持った取組として位置付けられ、実施されており、地域住民との交流や外国人住民の地域社会への参加支援などの幅広い役割を果たしている。

- ・しかしながら、日本に居住する外国人にとって日本語学習は権利とも義務とも位置付けられておらず、各地域における取組も自主的な取組として行われているため、日本語教室の開設状況は地域によって大きく異なる。域内に日本語教室が開設されている市区町村は全体の3分の1程度にすぎない。日本語教育が実施されていない地方公共団体に居住している外国人の数は約50万人に達しており、そういった地域に住んでいる外国人は日本語を学びたいと思ったとしても近くに日本語教室がない状況となっている。

- ・（略）これは、決して看過できない数字であり、外国人が多い地方公共団体だけでなく、少数の外国人が散在する地方公共団体において日本語教育をどのように効果的に実施するかということは重要な課題である。

- ・一方で、日本語教室が開かれている地域であっても、必ずしも日本語を学びたい全ての外国人が日本語教室に通っているわけではないと考えられる。また、日本語教室を開設する地域や日時、場所によっては、教室に通う学習者の出身や在留資格等に偏りが生じると言われており、日本語教室から地域に居住する外国人全体の日本語学習に対するニーズを把握するのは困難である。

こういった状況について、一部の地方公共団体では外国人の日本語学習状況等については調査を行っており、外国人の日本語学習を阻む要因としては時間の余裕がないこと、日本語教室の開催日時等について知らないこと等が明らかにされている。しかし、全国的に見た場合、在住外国人の日本語学習状況やニーズ、日本語使用状況は十分には把握できておらず、日本語教育施策を検討する上で必要な基礎的な情報が必ずしもそろっていないという問題がある。

2. 2. 2 地方公共団体における日本語教育の状況

(略)

[市区町村]

- ・ 外国人にとって最も身近な地方公共団体は市区町村であるが、自ら日本語教室を開設している市区町村は213であり、全体のわずかに1割強にすぎない。一方で地方公共団体だけではなく、任意団体やNPO法人等の民間の機関・団体による取組を含めると日本語教室が開設されている市区町村数は617となり、全体の3割強となる。

(略)

- ・ また、地方公共団体が直接実施している日本語教室における指導者のうち、ボランティアの数は、約90%を占めている。このようなところでは、ボランティアの高齢化、若い世代の人材の確保が困難であるなど、長期にわたって安定的に活動に参加できる人材の確保や、育成を課題としているところが多い。

(略)

- ・ 「ヒト」、「モノ」、「カネ」といった限られた資源をどのように活用するか、活用のノウハウも含めた日本語教育の実施体制の整備が課題となっている。

[都道府県]

- ・ 都道府県においては、域内の多文化共生及び日本語教育の関係機関の連絡・調整や連携体制を構築する取組を行っているところが47都道府県中33都道府県あり、全体の70.2%を占める（うち、15府県において、日本語教育に特化した連絡会議等を開催。全体の31.9%）。
- ・ また、都道府県のうち、約40%が日本語教室が開設されていない地域への働き掛けや開設支援を行っている。

(略)

- ・ 一方で、都道府県により、取組内容やその状況には差があり、以下のような課題がある。
 - ① 外国人の日本語教育に対するニーズの把握やニーズに沿った日本語学習機会の提供が不十分であるといった点や、地域の日本語教育を担うボランティアの人材確保を課題として挙げている都道府県が見受けられる。
 - ② 日本語教室が実施されている都道府県においても、域内を見渡すと、地域により日本語教育を受けられる機会に格差が生じている。
 - ③ 日本語教室を継続的に実施するためには、人材の確保、内容の質の担保など、人材養成が重要な課題となっている。

(略)

- ・ しかしながら、外国人散在地域においては、外国人に対する日本語教育への地域住民の関心も高くないため、地方公共団体の施策として展開することが難しく、関係予算の確保も困難となっている状況がある。

(略)

2. 2. 3 国における日本語教育施策の状況

[国]

(略)

(施策の普及と連携協力)

- ・ 文化庁では、これらの取組のほか、日本語教育小委員会における検討内容など、日本語教育施策を普及する観点から、日本語教育大会や地域日本語教育研究協議会を開催したり、

他省庁や関係機関との情報共有を目的とした日本語教育推進会議を開催したりなどもしている。また、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」で作成された教材や各種調査研究の成果物などが広く活用されるように日本語教育コンテンツ共有システムの運用なども行っている。

これらの日本語教育施策の内容やその重要性については、日本語教育研究協議会等を通して日本語教育関係者以外にも、広く周知を図っているものの、その方法が固定化しており、十分に周知されているとは言い難い状況である。特に一般の住民の日本語教育の必要性についての意識を高める観点からは不十分と言わざるを得ない。(略)

2. 3 地域における日本語教育の実施体制の考え方について

2. 3. 1 市区町村

- ・ 前述のとおり、日本語教室が開設されていない市区町村は、全体の3分の2程度あり、人口比率では約4分の1の外国人が日本語教室等で日本語を学びたくても学べない状況がある。各市区町村において日本語教育の実施主体は多様であるが、今後、定住外国人が地域社会の一員として活躍するためには、最も身近な行政機関である市区町村において、日本語教育を自ら実施したり、日本語教育を実施している機関・団体を支援したりするなど、日本語学習環境を整えることが求められる。
- ・ 新たに事業を実施するに当たっては、外国人のニーズの把握や地域住民の理解を得ることが重要であることから、まず、これらの取組を実施することが望まれる。その際、外国人コミュニティやその中のキーパーソンと連携して、情報の周知・広報やニーズの把握を図っていくなどの工夫が求められる。
- ・ 日本語教育の実施においては、予算化を行い、日本語教育の指導者やコーディネーターの配置に努めることが求められる。しかしながら、予算の制約のほか、指導者等の高齢化や人材不足などから、安定的な運営に課題を抱えている日本語教室もある。人材不足の原因や課題について整理した上で、指導者等の人材育成に取り組むなど日本語教育が継続的に実施できるような仕組みを見据えつつ、人材の確保に努める必要がある。

(略)

2. 3. 2 都道府県

- ・ 都道府県においては、市区町村と協力して、域内の外国人の日本語教育に対するニーズの把握に努めることが求められる。
- ・ その上で、域内の日本語学習環境が整うよう、日本語教育に取り組んでいる市区町村と連携するなどして、日本語教育が行われていない市区町村に対して、取組が円滑に進むよう専門家を派遣してアドバイスを実施したり、域内で必要な人材が確保できるよう人材を養成したり、必要に応じて財政支援を行うなどの支援を行うことが望まれる。

(略)

- ・ また、域内の日本語教育に関する課題を解決するため、日本語教育実施団体と情報やリソースを共有し、より効果的に連携・協力できる体制を作ることが望ましい。

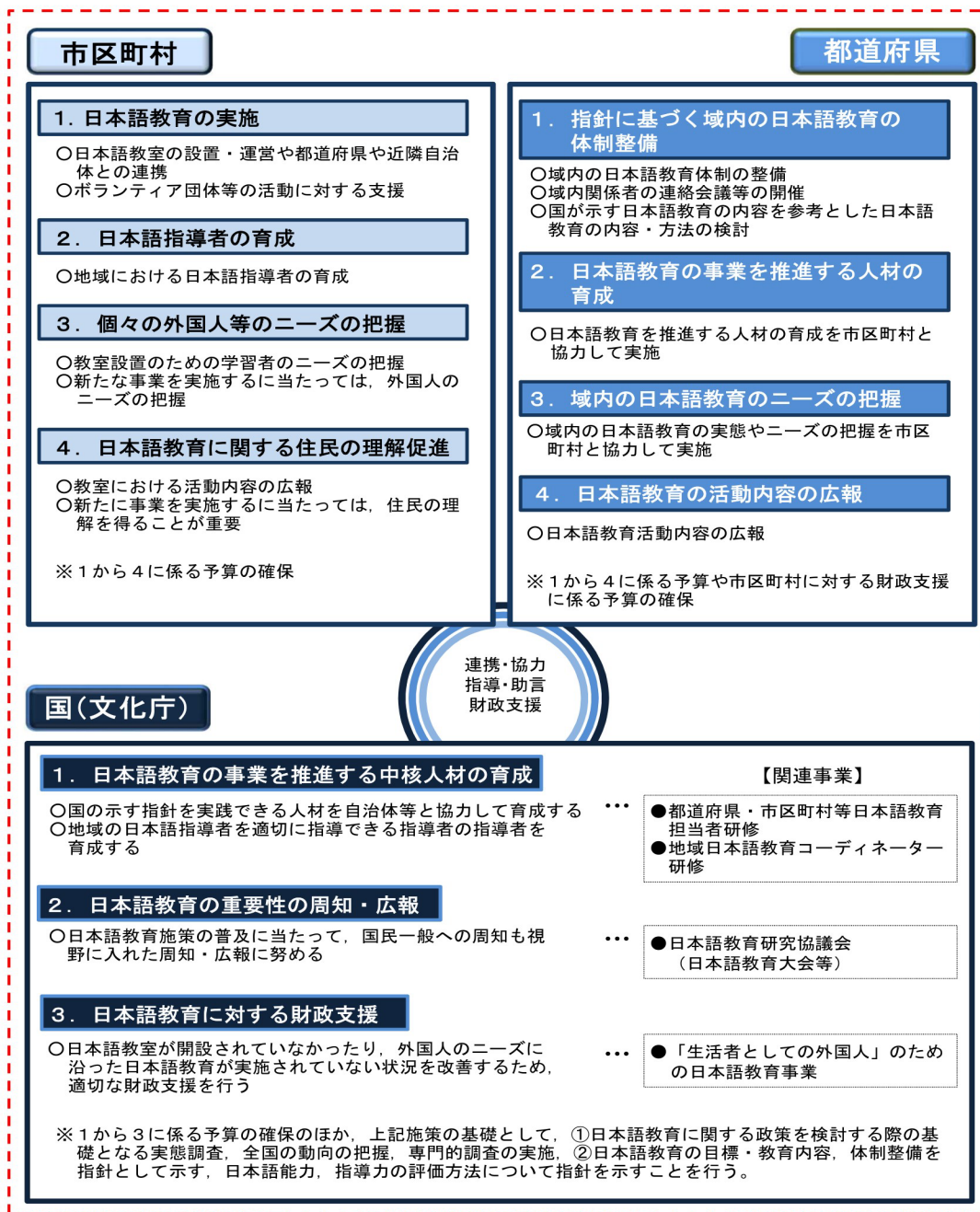
2. 3. 3 文化庁

- ・ 文化庁においては、日本語教育施策の重要性・必要性について、日本語教育関係者のみならず、国民一般の理解を得ることも視野に入れた広報・周知に努めることが求められる。また、地域の日本語教育を推進する中核となる人材の育成を引き続き実施する必要がある。なお、現在実施している地域日本語教育コーディネーター研修や都道府県・市区町村等日

本語教育担当者研修の開催に当たっては、参加者の広がりをもつ観点から、周知方法はもちろんのこと、開催地や開催時期、研修内容等について不断の見直しを行うことが求められる。

- ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業については、引き続き、優れた取組に対する財政支援に必要な予算の確保・充実に努めなければならない。また、事業の成果を広く周知するとともに、今後も日本語教室が開設されていない市区町村における取組を促すよう、充実を図るべきである。さらに、財政的支援に限らず、新たに日本語教育に取り組む市区町村に対し、効果的に日本語教育に関するノウハウを伝えるアドバイザー等の専門家を派遣するなどの新たな支援の枠組みを設けることが求められる。
- ・ なお、現在本事業を活用して日本語教育を実施している団体等が、自律的に日本語教育の活動を継続できるような取組を促すような仕組みを検討すべきである。(略)

【図：地方公共団体及び国で期待される取組】



3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について

3. 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点、活用方法について

3. 1. 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の背景と意義

日本語教育の効果的な施策の推進、企画・立案に当たっては、国が基本的なデータの収集・実態把握に努めることが必要である。

文化庁では日本語教育の振興のため、昭和42年度から、日本語教育実態調査を行っているが、これは、日本語教育実施機関・団体等に対して行っているものであり、日本語教育を実施している機関数、教師数、学習者数等の基本的な数字を把握しているにすぎず、外国人に対しての日本語能力や学習経験などに関する調査は、対象者を捕捉する手法の問題や予算の確保が十分に行えていないことから実施困難な状況である。そのため、日本語教育政策を推進していく上で基本的に必要な、日本語教育を必要とする外国人の数や日本語学習環境などについて把握できていない。

一方、都道府県や市区町村の中には、それぞれが策定している多文化共生推進プラン等の改定の検討材料とするため、域内に暮らす外国人に対して、日本語能力や日本語学習状況に関する調査を行っているところがあり、その結果は外国人の状況を知る上で貴重な資料となっている。ただし、各都道府県、市区町村によって調査項目などは異なるため、地域間の比較や全国的な傾向の把握を行うことは困難である。

そこで、日本語教育小委員会では、地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるように、地方公共団体が実施する調査の項目の共通化について検討を行った。

検討に当たっては、国が依頼をしたとしても、各地方公共団体において既に実施している過去の調査結果等との経年比較が困難になる等の理由から、地方公共団体で行っている調査項目を完全に統一することは困難である場合を考慮し、可能な範囲で利用してもらうことを前提とした。

日本語教育小委員会で検討、作成した「日本語教育に関する調査の共通利用項目」については、文化庁において、多くの都道府県、市区町村で広く活用されるよう周知、広報に努めるとともに、それを活用した調査研究に関する情報の収集・分析を行うものとする。

また、分析結果から得られた各地域の状況の違い及び全国的な傾向などについては、広く公表し、文化庁における日本語教育施策に役立てることはもちろん、各地の日本語教育施策の企画立案の参考となるものとする。

3. 1. 2 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点

調査に関する共通利用項目は、各都道府県・政令指定都市が実施した調査項目を収集し、それらを基に質問項目の汎用性と地域性、実用性、各都道府県等で行っている調査の継続性等の観点を踏まえ、作成している。

また、多くの地方公共団体では、地域の多文化共生や外国人の生活状況を把握する調査の一部として、外国人の日本語学習の状況や日本語能力等に関する調査を実施しており、質問項目の数に制約がある。そのため、日本語教育に関する調査の共通利用項目も、基本的な質問項目と補足的な質問項目に分けて作成し、各地方公共団体において、より選択しやすくすると同時に、基本的な質問項目のみを選択して実施した場合も調査として成り立つように作成している。

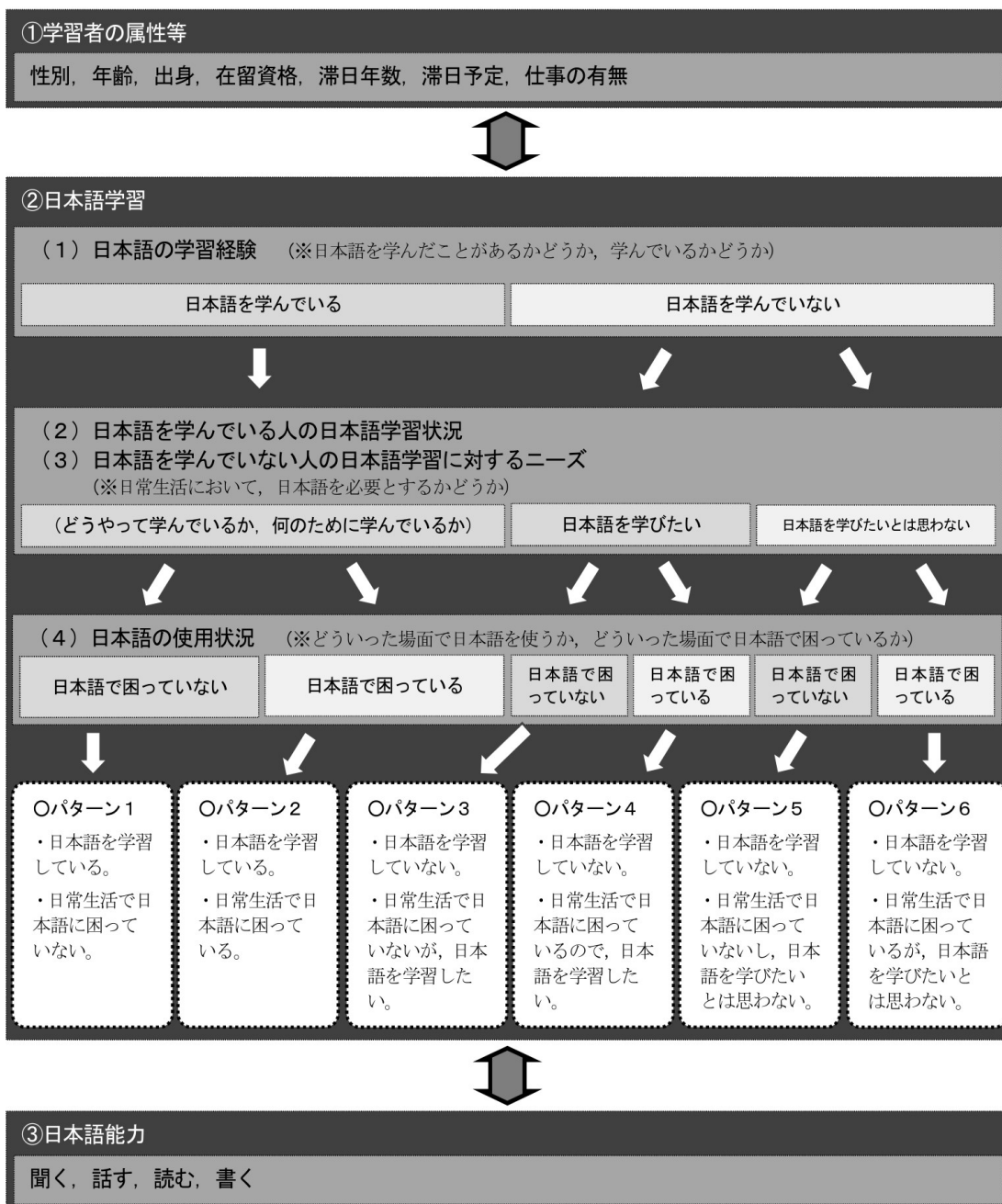
3. 1. 3 日本語教育に関する調査の共通利用項目の活用方法、活用の効果

(略)

日本語教育に関する調査の共通利用項目の活用により、地域間の比較、全国的な傾向の把握を行うだけでなく、次ページの【図】で示す(1)～(4)の項目の調査結果をパターン1～パターン6に分けて学習者の属性や日本語能力との観点から分析・整理するなどして、日本語教育施策の企画立案に資することを旨とする。(略)

【図】日本語教育に関する調査の共通利用項目で収集したい情報

- ・ ①学習者の属性等, ②日本語学習, ③日本語能力に関して情報を収集する。
- ・ ②日本語学習については, (1)日本語の学習経験, (2)日本語を学んでいる人の日本語学習状況, (3)日本語を学んでいない人の日本語学習に対するニーズ, (4)日本語の使用状況について情報を収集する。(1)から(4)の各項目に対する回答を以下のパターン1～6に分けて, 学習者の属性や日本語能力との観点などから分析・整理を行う。



(注) 1 下線は、当省が付した。

2 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(令和4年11月29日文化審議会国語分科会)で

は、文化庁及び地方公共団体の役割分担の考え方が改めて示されている。具体的には、本表で示している「地方公共団体及び国で期待される取組」の内容に、国（文化庁）が、日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備に係るノウハウや情報交換の機会の提供を行うこと等が加えられたものになっている。

資料2 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

I 基本的な考え方

（略）

政府においては、これまで、平成 18 年に取りまとめた『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、今般、新たな在留資格である「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」（以下「新たな在留資格」という。）の創設（平成 31 年 4 月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめるに至った。

（略）

II 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

【現状認識・課題】

外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

（注） 下線は、当省が付した。

資料3 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」
(令和2年6月23日閣議決定)(抜粋)

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

2 国及び地方公共団体の責務

国は、日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置、財政上の措置その他の措置を講じなければならない。なお、日本語教育の状況及び政府が講じた施策に関して資料を作成し、ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により公表する。

地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

オ 地域における日本語教育

地域における日本語教育は、身分又は地位に基づいて在留する外国人等（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、家族滞在。令和元年末現在、約139万人）をはじめ、我が国に在留する全ての外国人を対象とするものである。地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要があるが、在留資格や背景の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様ではない。外国人等の日本語学習の意欲にも差があると言われている。また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域による差が大きくなっている。(略)

そのため、各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を実施するとともに、日本語を学習する機会を提供すること、一定水準の学習内容を示すこと、日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図ること、学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図ることが肝要である。これらを踏まえ、外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようになることを目指し、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- 都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議や総括コーディネーターの設置、日本語教室の実施、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援するとともに、ノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、全国において地域日本語教育を推進する。
- 日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人等に日本語を学習する機会を提供するため、一定数の外国人等が在住しているが、日本語教室が開催されていない市区町村（以下「日本語教室空白地域」という。）に対して日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。また、日本語教室空白地域を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する協議会を開催し、日本語教室の開設・運営についての協議の場を提供する。さらに、日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）の開発を進め、提供を行う。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和4年度予算額 500百万円
（前年度予算額 500百万円）



背景・課題

- ①新しい在留資格の創設等の国の施策によって、我が国の在留外国人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。
- ②平成30年より外国人材の受入れ環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年改訂）が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する効果的かつ効果的に推進するための基本方針」が閣議決定された。
- ③同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に努めることとされており、その推進の重要性が高まっている。
- ④日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みが示された。
- ⑤文化審議会国語分科会において、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法に関する共通の指標となる「日本語教育の参照枠」を令和3年度にとりまとめた。

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率1/2】

「令和3年度採択実績」件数：42件

- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」、地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」、日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」の設置等の広域での総合的な体制づくり
- 日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育の実施
- 外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育
- 市町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等への支援 ※市町村へは県事業の中で間接補助（令和3年度より特別交付税措置）

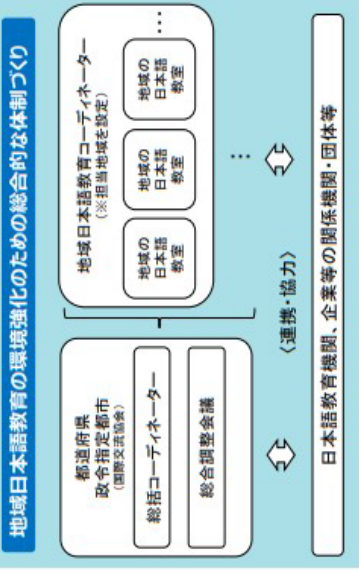
【件数・単価】47箇所、980万円程度（市町村への支援 各県4件）を想定
【事業期間】令和元年度～

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

- 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催



出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年末現在）



アウトプット（活動目標）

- ①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

- 国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
（令和3年度より日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定）

インパクト（国民・社会への影響）

- ①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- ②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- ③日本語教室は、外国人にとって、日本語のみならず地域での生活を知るとともに学習できる場でもあり、地域社会との接点としてソーシャル・ネットワークとして機能する

（注）文化庁の資料による。

資料5 「令和4年度外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）Q&A」（抜粋）

<実施体制関連>

問 2-8 総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーターにはどのような方が適任だと考えられますか。

(答)

総括コーディネーターは、日本語教育の方針の決定や、広い視点で事業の対象地域の日本語教育を促進する役割を担います。地域日本語教育コーディネーターは、県内のそれぞれの地域においてニーズを把握する役割を担っています。どの立場についても日本語教育の専門性だけでなく、コーディネーターとしての調整能力が求められると考えます。また、総括コーディネーターは域内全域、地域日本語教育コーディネーターは担当地域における連絡調整・巡回等を行うことから、当該地域について知見がある、又は日常的に通勤が可能な方が適当と考えられます。ただし、地域の実情によってどのような方が適任かは変わってきますので、総合的に判断するようにしてください。

(注) 文化庁の資料に基づき、当省が作成した。

資料6 「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」(令和3年11月外国人との共生社会の実現のための有識者会議)(抜粋)

第3 外国人との共生社会の実現に向けた取組の方向性

第1で提示した目指すべき外国人との共生社会の実現に向け、取り組むべき中長期的な課題として、まず、生活のために必要な日本語や、ライフステージに応じて必要となる日本語を習得できる機会を提供するという観点から、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」を一つ目の重点事項として取り上げることにした。

(略)

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

(2) 取組の方向性

ア 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

(ウ) オンライン講座等の実施

(略) また、場所を選ばず、時間や費用面での負担も比較的少ない等のオンラインの特性をいかし、対面講座とオンライン講座を組み合わせることにより、学習効果を更に高めることも可能である。これらを踏まえ、国等においては、既存のICT教材開発の知見もいかしながら、最大限の効果を上げることができるようオンライン講座等の実施を検討する。

(注) 下線は、当省が付した。

資料7 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

II 施策

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

(2) 具体的施策

ア 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

(略)

- 日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の市区町村に対する教室開設のためのアドバイザー派遣とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、日本語教室開設に向けたセミナーや研究協議会を開催する。さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人等が、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材（日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ））を現在14言語開発して提供しているが、本サイトを17言語に増やすとともに、外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を着実に身に付けられるよう「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の追加等を行う。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

・日本語レベル

- 地域における日本語教育において目指すべき日本語レベルは、自立した言語使用者である B1 とする。日本語教育プログラムを設計する際は、基礎段階の言語使用者である A1、A2 から自立した言語使用者である B1 レベルまでを対象とする。

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構成できる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細なテキストを作ることができる。その際テキストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法を使いこなせていることがうかがえる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテキストを作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、大抵の事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

〔「日本語教育の参照枠」全体的な尺度（「日本語教育の参照枠」p.22）〕

・学習時間の目安

- 学習者ニーズの変化等を踏まえ、諸外国³⁷の例などを参考に地域における日本語教育で想定される「自立した言語使用者」(B1レベル以上)の学習時間についての考え方を示すこととする。
- ここで示す学習時間は、あくまで体系的なカリキュラムによるコース設定の際の目安である。実際には、対象者や状況に応じて「生活 Can do」から取捨選択し日本語教育プログラムを編成することとなる。そのため、事情に鑑みて、適切な学習時間数を設定することが望ましい。なお、CEFR(2001)ではレベルごとの学習時間は示されていない。

到達レベル	想定学習時間
～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間(1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定)

◎ 0～B1レベルまで 350～520時間程度
(470～780単位時間程度(1単位時間45分))

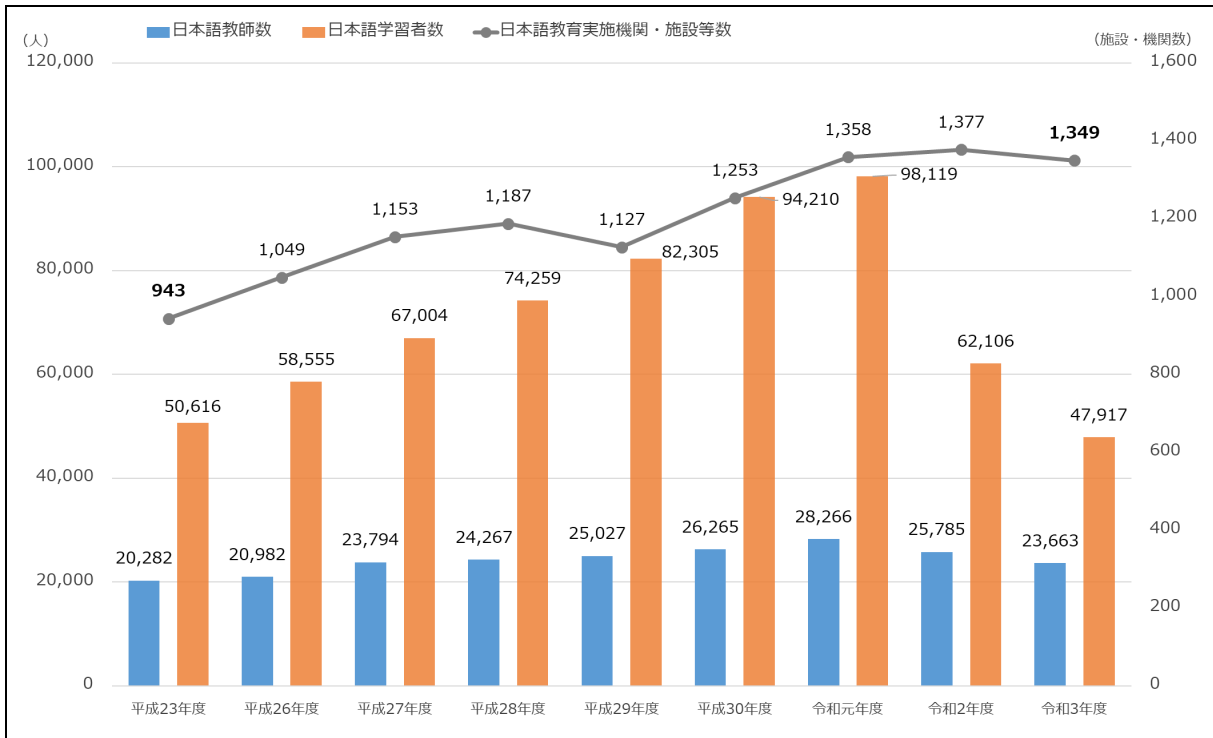
<参考>

0～B2レベルまで 700～1070時間程度
(933～1426単位時間程度(1単位時間45分))

- 「基本方針」に、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援する必要がある」と示されたことから、地域の日本語教育においては、将来的には、概ねB1レベル以上の学習環境の整備を構想していくことが期待されている。
- 学習時間の設定には、外国人の母語等と日本語との違い(言語間距離)や言語学習経験、基礎学力、1週間当たりの時間数等、考慮すべき点があることから、幅を持たせて設定する必要がある。
- 短期集中的なプログラムか、週に数回程度の開催か等によっても、学習時間に違いが出ることから、参照する際は地域日本語教育コーディネーターによる十分なコース設計が必要である。

(注) 下線は、当省が付した。

資料9 地域における日本語教育実施機関等の推移



(注) 平成23年度～令和3年度における各年度の「日本語教育実態調査報告書 国内の日本語教育の概要」(文化庁)に基づき、当省が作成した。